



薬機監発第 1 号  
平成 17 年 2 月 14 日

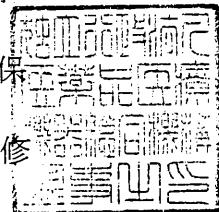
独立行政法人医薬品医療機器総合機構

理 事 長 宮 島 彰 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

監事 福 永 保

監事 高 橋 修



#### 平成 16 年度監事監査（臨時）の結果について（通知）

平成 16 年 4 月に医薬品医療機器総合機構が設立され、新法人の組織の骨格や業務運営の基本を定める多くの規定類や基本的な業務運営方策が定められ実施に移されてきている。

しかし、新法人設立に伴う必要な措置事項は多岐に上るため、実施に遅れが無いかのチェックもあわせ必要であることから臨時の監査を実施した。

この監査は、平成 16 年 11 月以降、各部において自主的に業務に遅延等はないかについて点検を行わせ、監事は、その点検内容等についてヒアリングや助言を行うなどして、各部における必要な措置を図るべく指導する方法により実施してきた。

その結果、平成 17 年 1 月末現在、法人の組織の骨格や業務運営の基本について「規程」や「要領」等の正規によって定めるべき事項はほとんど措置されている。

なお、図書等管理利用要領等一部未制定のものについては、機構発足の初年度が間もなく終了することから、早急に措置する必要がある。

また、各種契約等の締結についても、3 機関統合による予算及び契約件数の増大、新機構としての契約内容の見直し等のため、年度前半においては一部遅れているものも見受けられたが、関係部による自主的な点検と措置の推進により平成 17 年 1 月末現在、ほとんどの契約の締結等は措置されている。

今後は、関係部間の連携を十分図り、適時適切な経理の執行を行うよう留意する必要がある。

さらに、業務の適切・円滑な推進のために、コンピューターによる業務処理や進行管理、情報の交換等に係るネットワークの形成は重要な課題である。

このため、人材の確保・育成や、機構全体のネットワークの企画と実施の総合調整を行う対策本部の設置等の体制を整備する必要がある。